

★日本学生支援機構の奨学金を借りていた学生の方へ★

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校に在学中の方は、『在学届』を提出すると、返還開始が卒業まで猶予されます（在学猶予と言います）。

在学届をまだ提出されていない方は、至急在学中の学校へ届け出てください。

- 在学届の様式は学生支援センター奨学金の窓口に用意しています。
奨学生番号を確認して窓口にお越しください。

◆在学届を提出すると…

- 届出のあった在学期間中は返還期限が猶予され、卒業後7ヶ月目から返還が開始となります。
- ⑤第二種奨学金の場合、在学猶予が適用されている期間中は利息が発生しません。



<在学猶予に該当するのは>

奨学金の貸与が終了（辞退・廃止も含む）した後、

1. 進学した場合
2. 引き続き学校に在学（留年中を含む）する場合

※聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等の場合、在学猶予の対象となりません。

◆在学届を提出しないと…

→在学中であっても貸与終了後7ヶ月目から返還が開始となります。

→在学届に関するお問い合わせは学生支援センター奨学金担当まで

卒業する前には、返還説明会に出席する等により、
返還に関する注意事項を確認してください。